

ほこしや みなさま  
保護者の皆様

## こ どうし きんせん じゅじゅ 子ども同士による金銭の授受をしないために

かてい りかい きょうりょく ねが  
～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

こ がっこうせいかつ ひひ さまざま けいけん とお たが みと  
子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認  
め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に  
きんせん じゅじゅ なか いま ちいき しょうぎょう せつとう す さい  
金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれ  
じあん すぐ み  
たりする事案が少なからず見られます。

きんせんじゅじゅ なか よ かんけい おこな ほう よ こうい さいしょ  
金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は  
しょくがく おお きんがく ふく あ と かえ  
少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつか  
さいきん かきん きんせんかんかく  
なくなることもあります。最近では、ネットゲーム（課金）などにより、金銭感覚が  
まひ じじつ はあく きけんせい  
麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

きんせんじゅじゅ おこな はいけい きんせん も だ かんきょう こ きんせんかんかく  
金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、  
きはんいしき もんたい ちんだい ひそ ばあい じあん みんじ  
規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事  
けいじじけん はってん  
や刑事事件に発展することもあります。

こ きんせんじゅじゅ おこな こうい  
このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」とし  
がっこう しどう りかい かてい しどう ねが  
て学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いします。

じょうきょう けいさつ じどうそだんじょ かんけいきかん れんけい こ  
また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたち  
けいせんいくせい さいはつぼうし む とく りかい きょうりょく  
の健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力  
ねが  
をお願いいたします。

れいわ ねん よこはましきょういくいいんかい  
令和6年 横浜市教育委員会

### かんれんほうき 関連法規

けいほうだい じょう きょうはくざい  
**刑法第222条（脅迫罪）**  
生命的、身体的、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

けいほうだい じょう きょうはくざい  
**刑法第223条（強要罪）**  
生命、身体的、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことをさせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

けいほうだい じょう きょうかくざい  
**刑法第249条（恐喝罪）**  
人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

小学生用

# 子ども同士の お金のやり取りは 「やってほいけない」とです。



□はじめは少額が、知らず知らずに高額に！

□お金を要 求することは刑事事件になることも！

□お金の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は 背迫罪 強要罪 恐喝罪 にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

## いやなことや心配事があつたら、すぐ大人に相談して安心できる学校生活を送ろう！

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと